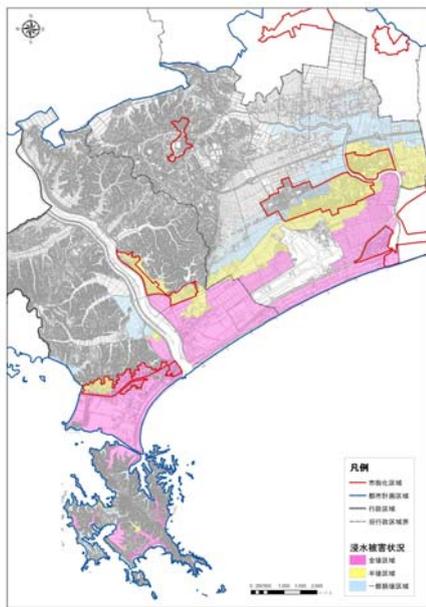


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その12)

東松島市 調査総括表(1/14)

調査番号	その(12)	県名	宮城県	市町村名	東松島市			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	42,903 人							
年齢階級別人口								
項目	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上					
人口	6,181	26,751	9,932					
比率	14.4	62.4	23.2					
(2) 人的被害の状況(H23.11.25)								
死者	1,000 人							
行方不明者	66 人							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	全域都計							
市街化区域	区域区分有							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区域等の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区域	10,186	1,598.4	15.7	855.9	8.4	431.8	4.2	5,940
都市計画区域	10,186	1,598.4	15.7	855.9	8.4	431.8	4.2	5,940
用途地域	677	147.5	21.8	352.5	52.1	43.3	6.4	2,758
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	ハブ/リッコメント				
復興計画	東松島市復興まちづくり計画	平成23年12月26日	有	有				
その他の方針・計画	東松島市震災復興基本方針	平成23年6月13日	無	無				
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興アドバイザー : 谷口 守 (筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授) 中嶋新一郎 ((社) 兵庫県建築士会) ・東松島市復興まちづくり計画有識者委員 : 新川達郎 (同志社大学総合政策科学研究科 教授) 櫻井常矢 (高崎経済大学地域政策学部 准教授) 増田 聡 (東北大学大学院経済学研究科 教授) 石原慎二 (石巻専修大学経営学部 准教授) 鈴木孝男 (宮城大学事業構想学部 助教) 大村道明 (東北大学大学院農学研究科 助教) ・住民参加 : まちづくり懇談会 (7/26~11/29 : 5 回) 地区懇談会 (8/4~9/20 : 11 回) 集団移転等に関する説明会 (11/7~11/12 : 18 回) 第 2 回集団移転等に関する説明会 (1/10~1/20 : 20 回) 								



東松島市 調査総括表(2/14)

3. 復興計画の概要(市町村全体)

(1) 整備の基本的な考え方		(2) 整備にあたっての基本的な方針		(3) 復旧構想図(市町村全体対象)																					
<p>1. 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波により被災した市街地・集落のうち、後背に丘陵を持つ地区は高台への集団移転、後背に丘陵を持たない地区については、内陸部への集団移転を原則とする。 コミュニティ単位の移転を基本とし、移転地は既存市街地に近接した区域を基本とし市街地の集約化に努める。 <p>2. 津波への対応</p> <p>L1: 海岸保全施設(防潮堤等)の整備による津波防御を基本とする。 L2: 多重防御施設と避難により生命を守る。あわせて建築制限等による安全対策を講じる。</p>		<p>海岸堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 太平洋岸はL1対応の防潮堤を整備(T.P 7.2m) 松島湾岸はL1対応の防潮堤を整備(T.P 4.3m) <p>河川堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳴瀬川・吉田川: 海岸堤防と同じ高さで整備(T.P 7.2m) 定川: L1対応の堤防を整備(T.P 4.5m) <p>2線堤等の方針(含む緑地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防背後に矢本海浜緑地と野蒜海岸緑地を復旧 2線堤として北上運河沿線の新設及び、市道不老山・松ヶ島線のルート変更と嵩上げ 3線堤として県道石巻工業港線、市道立沼・浜市線及び東名運河緑地堤防沿い防災林の整備 <p>市街地等整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波により甚大な被害を被った市街地及び集落は高台または内陸側の市街地周辺区域に移転 宅地と農地が混在した集落においては、市街地とあわせて農地整備も検討 <p>交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災したJR仙石線を高台移転とあわせて復旧 南北の避難路の計画的な整備 津波襲来時においても機能を失わない市街地間避難道路の整備 <p>避難体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な一時避難場所、指定避難場所等の配置と避難道路のネットワーク強化 防災無線等の情報伝達機能の強化 <p>産業地域の復旧方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 大曲浜地区は水産業・流通拠点として港湾施設の復旧と水産加工施設用地を整備 野蒜東名運河南を再生可能エネルギー用地として整備するとともに新規雇用を創出 																							
<p>土地利用区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">L2 津波による浸水深</th> </tr> <tr> <th>浸水なし</th> <th>3m未満</th> <th colspan="2">3m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td colspan="2">制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制限なし</th> <th>制限なし</th> <th>制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団移転先 公営住宅用地 福祉施設用地</td> <td>建築物の構造に対する制限等により津波被害を軽減する整備を誘導</td> <td>建築基準法第39条に基づく建築制限により非居住</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校 市民センター 消防・防災施設 その他公共施設</th> <th>新規の際は津波被害軽減のための耐震・耐浪構造、一次避難所機能に配慮</th> <th>新規は原則不可 既存公共施設の改修の際は耐震・耐浪構造、一次避難所機能に配慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	L2 津波による浸水深				浸水なし	3m未満	3m以上		制限なし	制限なし	制限なし		制限なし	制限なし	制限なし	集団移転先 公営住宅用地 福祉施設用地	建築物の構造に対する制限等により津波被害を軽減する整備を誘導	建築基準法第39条に基づく建築制限により非居住	学校 市民センター 消防・防災施設 その他公共施設	新規の際は津波被害軽減のための耐震・耐浪構造、一次避難所機能に配慮	新規は原則不可 既存公共施設の改修の際は耐震・耐浪構造、一次避難所機能に配慮				
L2 津波による浸水深																									
浸水なし	3m未満	3m以上																							
制限なし	制限なし	制限なし																							
制限なし	制限なし	制限なし																							
集団移転先 公営住宅用地 福祉施設用地	建築物の構造に対する制限等により津波被害を軽減する整備を誘導	建築基準法第39条に基づく建築制限により非居住																							
学校 市民センター 消防・防災施設 その他公共施設	新規の際は津波被害軽減のための耐震・耐浪構造、一次避難所機能に配慮	新規は原則不可 既存公共施設の改修の際は耐震・耐浪構造、一次避難所機能に配慮																							

(4) 地区別の方針の概要

- 津波による甚大な被害を被った全ての地区において、多重防御施設の整備、避難路、避難場所の確保により人命を守る。
- 大曲浜地区、浜須賀地区、立沼地区、牛網・浜市地区においては、内陸の既存市街地周辺に移転地を整備し集団移転を図る。
- 野蒜地区、宮戸地区においては、後背丘陵部に移転地を整備し集団移転を図る。

地区名	復興の基本的な考え方
大曲浜地区	<ul style="list-style-type: none"> 市内陸部に位置する矢本既存市街地に隣接した東矢本地区に集団移転を図り、効率的に良好な居住環境を整備する。 移転跡地は水産・流通業の拠点として、一定の宅盤嵩上げのもと水産加工・流通業務施設等の誘致を図るとともに一時避難施設、避難道路を整備する。
浜須賀市区	<ul style="list-style-type: none"> 市内陸部に位置する矢本既存市街地に隣接した東矢本地区に集団移転を図り、良好な居住環境を整備する。
立沼地区	<ul style="list-style-type: none"> 市内陸部に位置する矢本既存市街地に近接した二反走地区に集団移転を図り、良好な居住環境を整備する。 市営立沼住宅の入居者については、東矢本地区に災害公営住宅を早期に建設し入居を推進する。
牛網・浜市地区	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側に位置する既存市街地内の空宅地に集団移転を推進するとともに、小野駅南側を再整備し良好な居住環境の形成を図る。 市街地の整備とあわせて、集落内に介在している農地の集約を図り、農業基盤の一体的整備を推進する。
野蒜地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地後背の丘陵部に住宅地を整備し集団的な移転を図る。あわせて、JR仙石線、学校、福祉施設等も移転。 既存市街地の一部(新東名)においては、甚大な被害を免れ、残存家屋も多いことから現地復興を基本とする。なお、現地復興にあわせて高台への避難路を整備する。 移転跡地は観光地として業務系、公園・緑地の整備を図るとともに、再生可能エネルギー拠点としての整備を検討する。
宮戸地区	<ul style="list-style-type: none"> 既存集落が壊滅的な被害を受けたため、後背丘陵部に新たな住宅地を整備し集団的な移転を図る。 移転跡地は漁港の復旧とあわせて生業の再生を図る。



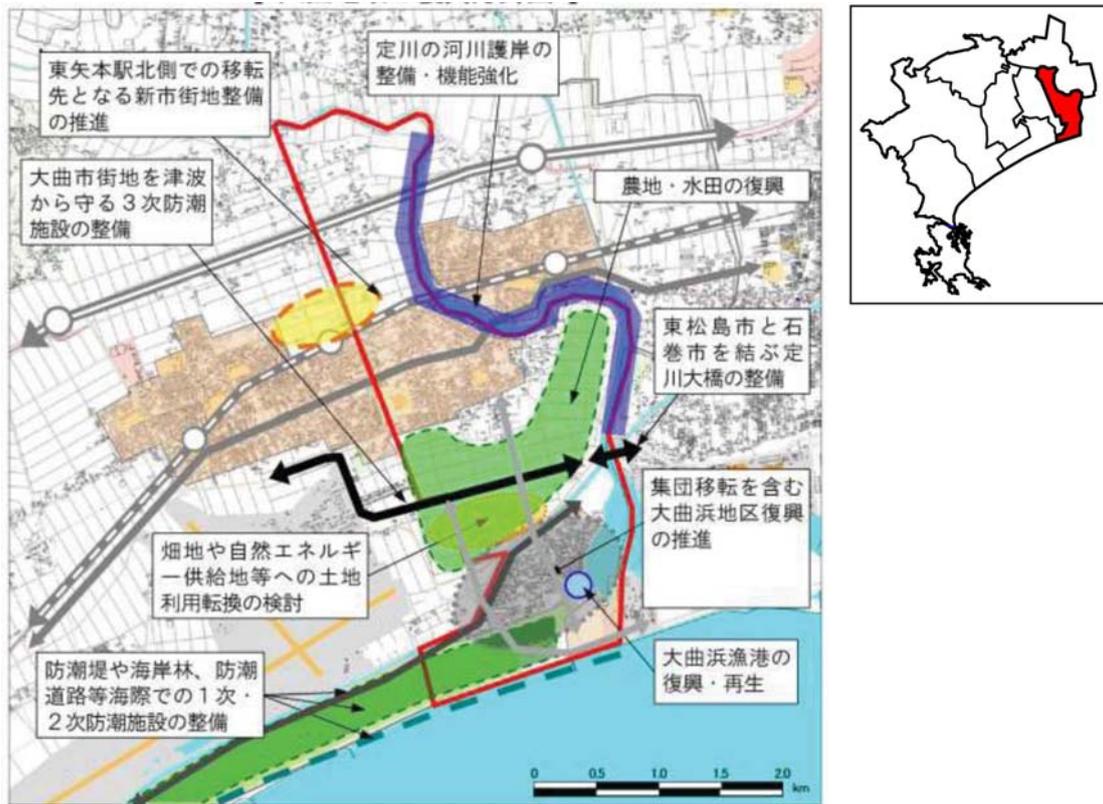
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その12)

東松島市 調査総括表(3/14)

4. 地区別復興方針(1)		大曲浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	55.8	都市計画	市街化区域、市街化調整区域 役場・支所等 含まない
土地利用(被災前)概況	地区は平坦な地形であり、北側に北上運河が流れ、東側は石巻港に面している。地区の一部は臨港地区に指定されており、市の水産業拠点を担う。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：5.0m 全壊1,123棟、大規模半壊5棟、半壊4棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	地盤沈下により地区の一部が浸水状態にあるため盛土が必要である。海岸に近接しているため避難施設及び避難路のネットワーク化に留意する。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（T.P 7.2m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：T.P 4.5mで整備 ○ 二線堤の考え方：海岸に近接しているため二線堤用地の確保が困難 		
市街地の整備方針	基本的方針	市内陸部に位置する矢本既存市街地に隣接した東矢本地区に集団移転を図り、効率的に良好な居住環境を整備する。 移転跡地は水産・流通業の拠点として、一定の宅盤嵩上げのもと水産加工・流通業務施設等の誘致を図るとともに一時避難施設、避難道路を整備する。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：有 土地利用の変更：有（産業系用地として利用） 整備手法：土地区画整理事業	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：大曲浜市街化区域全域及び周辺に散在する宅地 移転先：東矢本地区 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業 移転の対象、方法：震災時の移転促進区域内の居住者、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：水産業の拠点として、一定の宅盤嵩上げのもと水産加工施設の誘致を図るとともに一時避難施設、避難道路を整備する。	
	土地利用規制の方針	地区全域を市条例の災害危険区域（津波防災区域）に指定し、建築基準法第39条による住居系用途を制限する。	
	公共公益施設の方針	移転先である東矢本地区に既存公共公益市接を移転。	
	その他特記すべき方針		
	整備スケジュール	平成24年4月～ 現況測量・実施設計 平成24年7月～ 用地買収	
避難計画の考え方	内陸部への避難路ネットワークを強化、一時避難施設を計画的に整備		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の居住者・土地所有者の合意形成、水産加工施設等の需要の有無		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
移転先を柳の目地区とする案	学校区等の被災住民のコミュニティ意識への配慮 移転先の用地確保の難しさ		

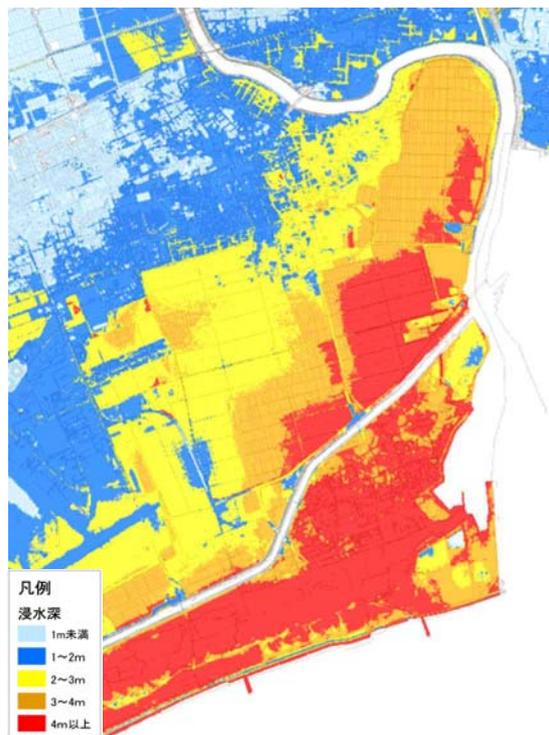
東松島市 調査総括表(4/14)

(5)地区別構想図

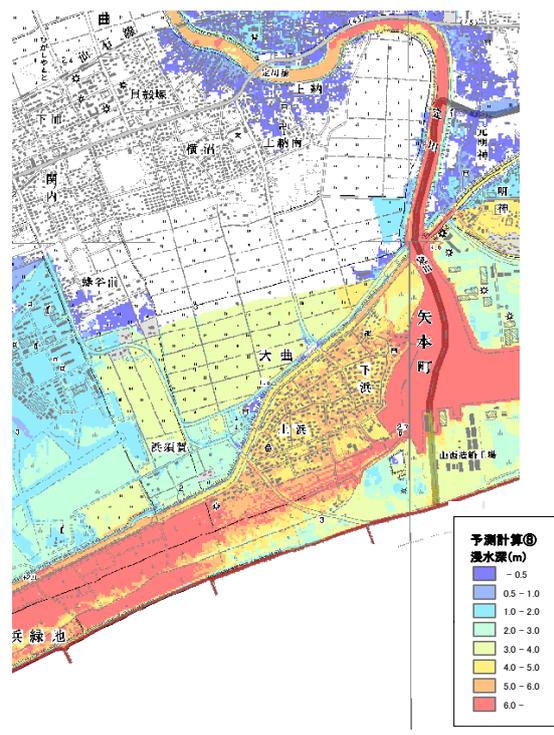


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

多重防御施設がない場合



多重防御施設整備後



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その12)

東松島市 調査総括表(5/14)

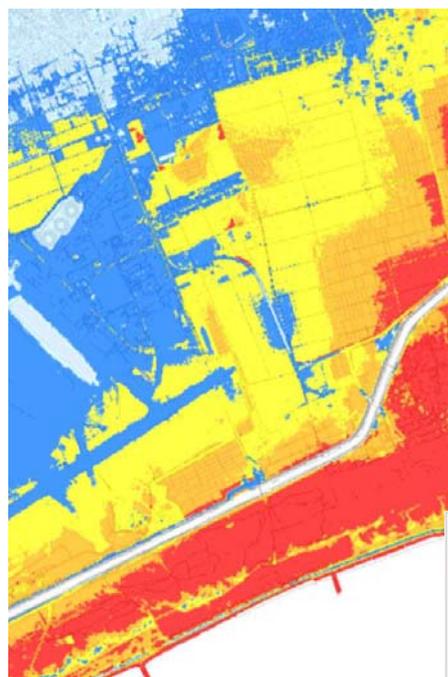
4. 地区別復興方針(2)		浜須賀地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	10.6	都市計画	市街化調整区域
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	地区全体は平坦で航空自衛隊松島基地の東に隣接しており、優良な農地内に集落が形成されている。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：2.2m 全壊 47 棟、大規模半壊 121 棟、半壊 5 棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	移転希望者と現地復興希望者が混在する。現地復興希望者に対する災害危険区域への理解の促進を図る必要がある。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-④		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（T.P 7.2m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：T.P 4.4m～T.P 4.5mで整備 ○ 二線堤の考え方：T.P 6.2mで整備 		
市街地の整備方針	基本的方針	市内陸部に位置する矢本既存市街地に隣接した東矢本地区に集団移転を図り、良好な居住環境を整備する。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：無 土地利用の変更：無（住宅地として利用） 整備手法：無	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：移転を希望する居住者の宅地 移転先：東矢本地区 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業 移転の対象、方法：震災時の移転促進区域内の居住者、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：公園・緑地として整備	
	土地利用規制の方針	地区全域を市条例の災害危険区域（津波防災区域）に指定し、建築基準法第39条による構造制限付きの住居系用途の建築可	
	公共公益施設の方針		
	その他特記すべき方針		
	整備スケジュール	平成 24 年 4 月～ 現況測量・実施設計 平成 24 年 7 月～ 用地買収	
避難計画の考え方	矢本市街地への避難路ネットワークを強化		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の居住者・土地所有者の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
現地復興案	移転希望者の移転を実現化するため		

(5)地区別構想図

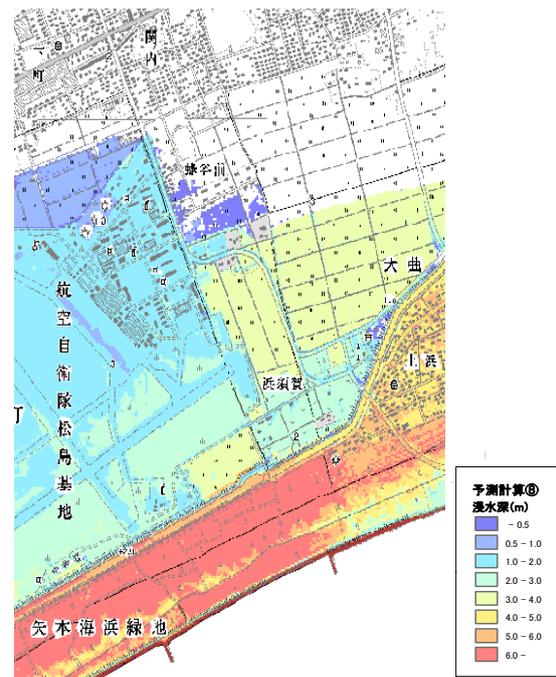


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

多重防御施設がない場合



多重防御施設整備後

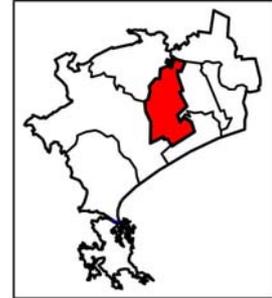


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その12)

東松島市 調査総括表(7/14)

4. 地区別復興方針(3)		立沼地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	29.2	都市計画	市街化調整区域
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	地区全体は平坦で航空自衛隊松島基地の北西に隣接しており、優良な農地内に集落が形成されている。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：2.3m 全壊 156 棟、大規模半壊 120 棟、半壊 91 棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	移転希望者と現地復興希望者が混在する。現地復興希望者に対する災害危険区域への理解の促進を図る必要がある。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-④		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（T.P 7.2m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：なし ○ 二線堤の考え方：T.P 6.2mの防災緑地を整備 		
市街地の整備方針	基本的方針	市内陸部に位置する矢本既存市街地に近接した二反走地区に集団移転を図り、良好な居住環境を整備する。 市営立沼住宅の入居者については、東矢本地区に災害公営住宅を早期に建設し入居を推進する。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：無 土地利用の変更：無（住宅地として利用） 整備手法：無	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：移転を希望する居住者の宅地 移転先：二反走地区 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：震災時の移転促進区域内の居住者、防災集団移転促進事業移転跡地の土地利用方針：農地及び共同利用施設用地として整備	
	土地利用規制の方針	地区全域を市条例の災害危険区域（津波防災区域）に指定し、建築基準法第39条による構造制限付きの住居系用途の建築可	
	公共公益施設の方針		
	その他特記すべき方針		
	整備スケジュール	平成 24 年 4 月～ 現況測量・実施設計 平成 24 年 7 月～ 用地買収	
避難計画の考え方	内陸部への避難路ネットワークを強化、一時避難施設を計画的に整備		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の居住者・土地所有者の合意形成、コミュニティ維持		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
現地復興案	安全な住宅地への移転希望が多いため		

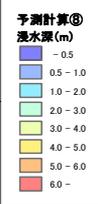
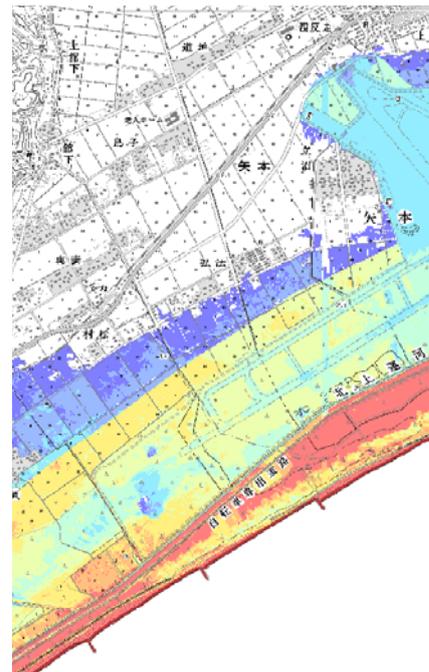
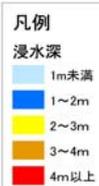
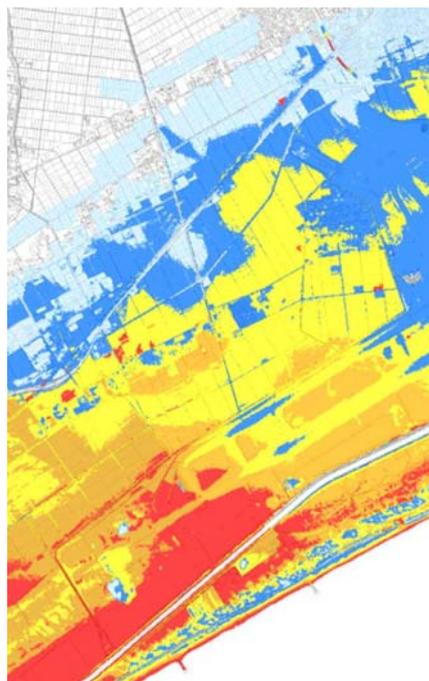
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

多重防御施設がない場合

多重防御施設整備後



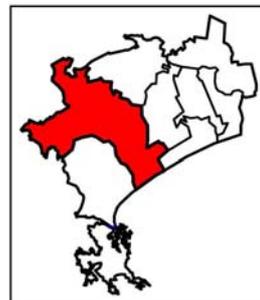
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その12)

東松島市 調査総括表(9/14)

4. 地区別復興方針(4)		牛網・浜市地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	51.9	都市計画	市街化調整区域
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	地区は平坦で鳴瀬川の東、JR 仙石線陸前小野駅の南に位置する。優良な農地内に集落が形成されている。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：3.6m 全壊 891 棟、大規模半壊 409 棟、半壊 15 棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	沿岸に近い浜市から内陸にかけて被災状況が変化しており、地区内での被災状況が一様ではない。そのため、現地再建エリアと移転復興エリアの区域設定に留意する必要がある。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-④		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（T.P 7.2m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：T.P 7.2mで整備 ○ 二線堤の考え方：T.P 6.2mの防災緑地を整備 		
市街地の整備方針	基本的方針	地区北側に位置する既存市街地内の空宅地に集団移転を推進するとともに、小野駅南側を再整備し良好な居住環境の形成を図る。 市街地の整備とあわせて、集落内に介在している農地の集約を図り、農業基盤の一体的整備を推進する。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：有 土地利用の変更：有（宅地の一部を農地に転換） 整備手法：農業基盤整備	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：移転を希望する居住者の宅地 移転先：牛網地区 整備手法：災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：震災時の移転促進区域内の居住者、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：農地として整備	
	土地利用規制の方針	被災の状況に応じて市条例の災害危険区域（津波防災区域）に指定し、建築基準法第 39 条による構造制限付きの住居系用途の建築可	
	公共公益施設の方針	被災した浜市小学校については小野小学校との統合を検討、移転先に集会所等を移転	
	その他特記すべき方針		
	整備スケジュール	平成 24 年 4 月～ 現況測量・実施設計 平成 24 年 7 月～ 用地買収	
避難計画の考え方	内陸部への避難路ネットワークを強化、一時避難施設を計画的に整備		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の居住者・土地所有者の合意形成 集落には相当量の農地が介在しており、住宅地の整備と合わせた農地の再編		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案		上記構想案採用に至った理由	
移転先を東松島市役所鳴瀬庁舎周辺とする案		現地残留希望者とのコミュニティの分断が生じるため、近接した区域を移転地として選定	

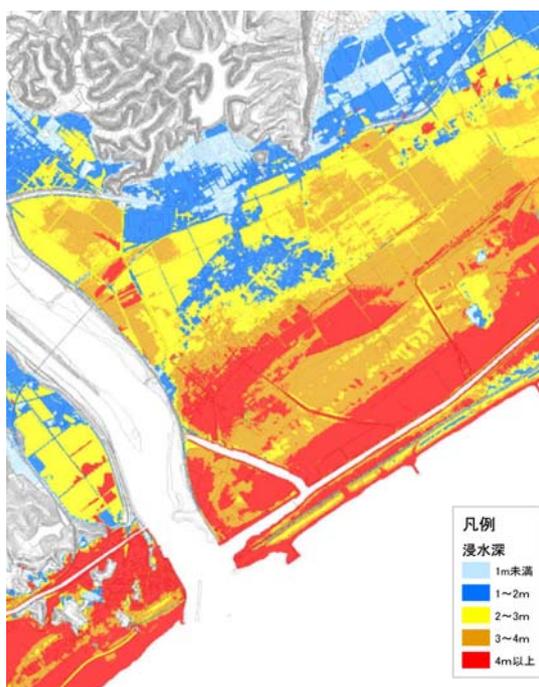
東松島市 調査総括表(10/14)

(5)地区別構想図

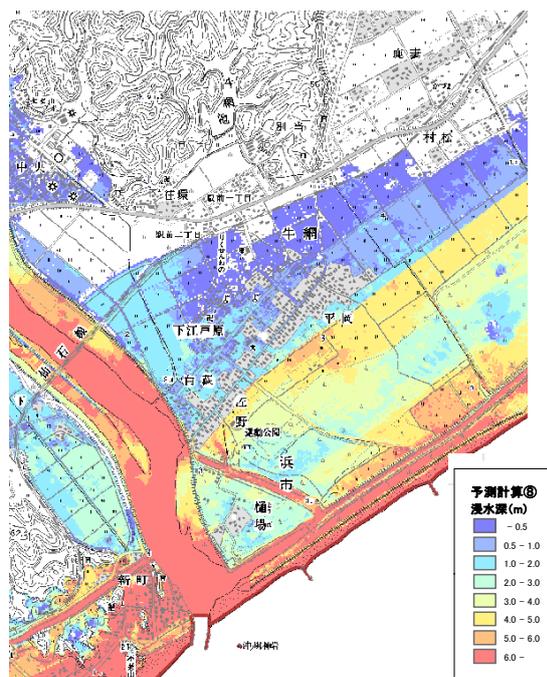


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

多重防御施設がない場合



多重防御施設整備後



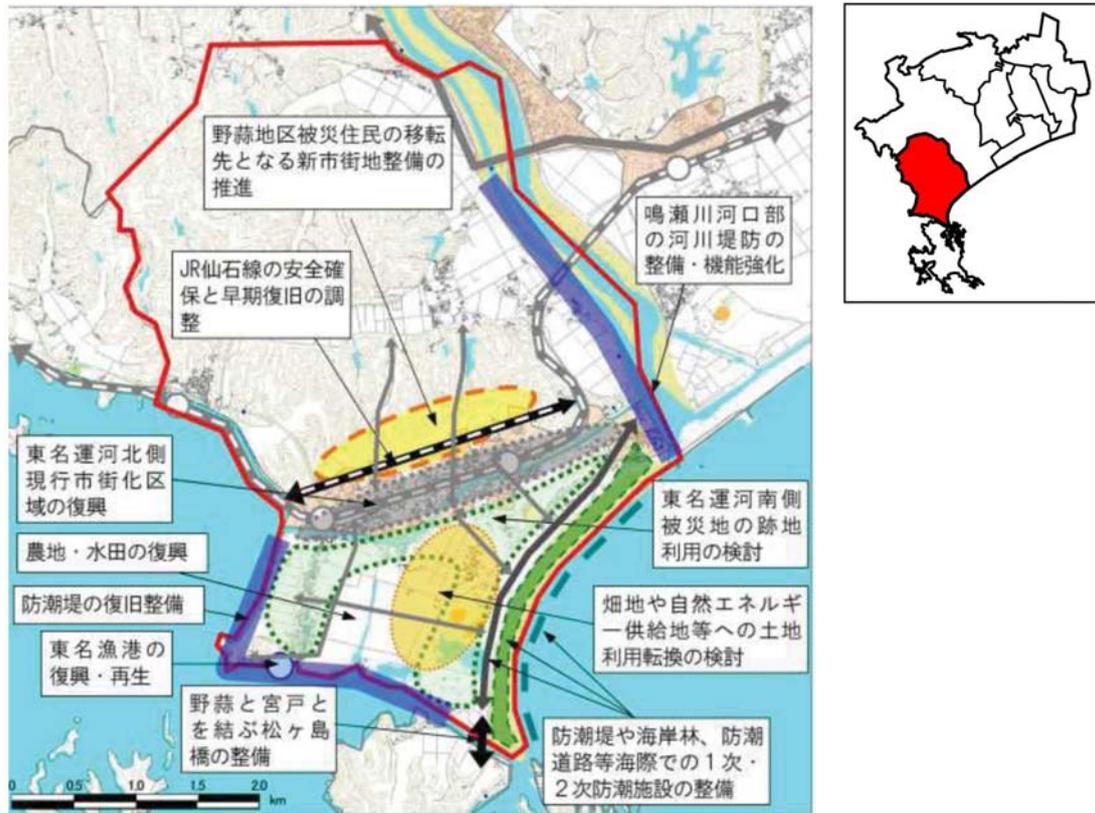
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その12)

東松島市 調査総括表(11/14)

4.(1) 地区別復興方針(5)		野蒜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	316.6	都市計画	市街化区域、市街化調整区域	役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	東名運河の南北に市街地を有し、その南側の平野部の大部分は農地、一部は集落となっている。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：5.6m 全壊 1,591 棟、大規模半壊 335 棟、半壊 134 棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	特別名勝に指定されており、景観に配慮しながら高台での安全な住宅地形成を図り良好な住環境を実現する。市民の重要な足である JR 仙石線の早期復興を図る。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（T.P 7.2m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：T.P 7.2mで整備 ○ 二線堤の考え方：T.P 6.2mの市道を整備 				
市街地の整備方針	基本的方針	市街地後背の丘陵部に住宅地を整備し集団的な移転を図る。あわせて、JR 仙石線、学校、福祉施設等も移転。 既存市街地の一部（新東名）においては、甚大な被害を免れ、残存家屋も多いことから現地復興を基本とする。なお、現地復興にあわせて高台への避難路を整備する。 移転跡地は観光地として公園・緑地の整備を図るとともに、再生可能エネルギー拠点としての整備を検討する。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：有 土地利用の変更：有（観光施設用地、環境施設用地、緑地として利用） 整備手法：土地区画整理事業、都市公園事業			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：東名運河南全域及び東名運河北の亀岡・北余景全域 移転先：野蒜北部丘陵地区 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業 移転の対象、方法：震災時の移転促進区域内の居住者、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：自然系の土地利用を図るとともに、再生可能エネルギー拠点として整備			
	土地利用規制の方針	新東名を除く地区全域を市条例の災害危険区域（津波防災区域）に指定し、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	野蒜北部丘陵に学校施設、野蒜市民センター、東松島市役所野蒜支所、野蒜郵便局、野蒜保育所等を移転			
	その他特記すべき方針	地区全域が特別名勝松島に指定されており、景観に配慮した移転地及び移転跡地の整備が求められる			
	整備スケジュール	平成 23 年 11 月～ 大規模地権者との用地買収着手 平成 24 年 4 月 現況測量、実施設計			
避難計画の考え方	野蒜北部丘陵への避難路ネットワークを強化、一時避難施設を計画的に整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	移転促進区域内の居住者・土地所有者の合意形成 特別名勝に指定された区域内での開発				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
東名運河北の亀岡・北余景の現地復興案			津波シミュレーションの結果、人命の確保に懸念が生じたため		

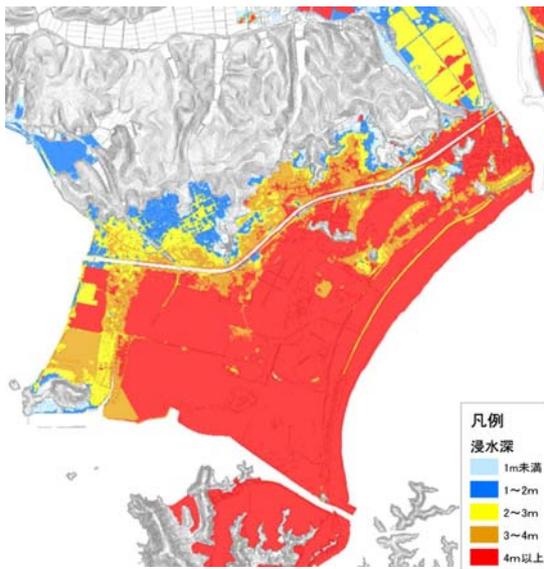
東松島市 調査総括表(12/14)

(5)地区別構想図

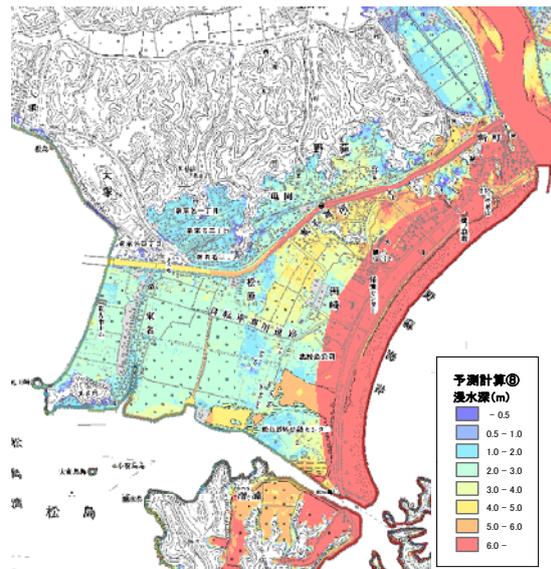


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

多重防御施設がない場合



多重防御施設整備後



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その12)

東松島市 調査総括表(13/14)

4. 地区別復興方針(6)		宮戸地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	20.5	都市計画	市街化調整区域
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	主に大浜、月浜、室浜、里浜の四浜に集落が存在し、それぞれに漁港を有している。大浜以外の各浜の後背は丘陵地となっている。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：5.3m 全壊 712 棟、大規模半壊 17 棟、半壊 138 棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	安全はもちろんのこと特別名勝松島の景観に配慮した移転地の整備に留意		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（T.P 4.3m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：河川なし ○ 二線堤の考え方：海岸に近接しているため二線堤用地の確保が困難 		
市街地の整備方針	基本的方針	既存集落が壊滅的な被害を受けたため、後背丘陵部に新たな住宅地を整備し集団的な移転を図る。 移転跡地は漁港の復旧とあわせ生業の再生を図る。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：有 土地利用の変更：有（生業再生の土地利用） 整備手法：漁業集落機能強化事業	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：移転を希望する居住者の宅地 移転先：後背の丘陵地 整備手法：防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業 移転の対象、方法：震災時の移転促進区域内の居住者、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：生業再生の土地利用として整備	
	土地利用規制の方針	地区全域を市条例の災害危険区域（津波防災区域）に指定し、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	移転地に各浜の集会所等に移設	
	その他特記すべき方針	地区全域が特別名勝松島に指定されており、景観に配慮した移転地及び移転跡地の整備が求められる	
	整備スケジュール	平成 24 年 4 月～ 現況測量・実施設計 平成 24 年 7 月～ 用地買収	
避難計画の考え方	丘陵地への避難路ネットワークを強化、一時避難施設を計画的に整備		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	特別名勝に指定された区域内における開発への配慮		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案		上記構想案採用に至った理由	
漁業集落の移転先集約案		漁港集落という特殊性により浜毎の移転案に変更	

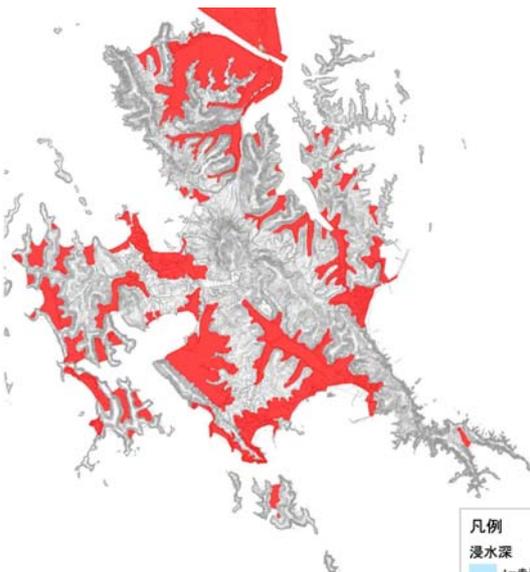
(5)地区別構想図



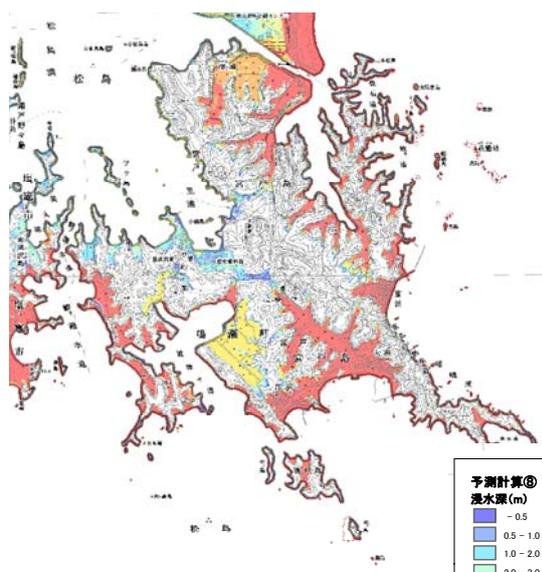
(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

多重防御施設がない場合

多重防御施設整備後



凡例
浸水深
1m未満
1~2m
2~3m
3~4m
4m以上



予測計算①
予測計算②
浸水深(m)
0.5-1.0
1.0-2.0
2.0-3.0
3.0-4.0
4.0-5.0
5.0-6.0
6.0-